

る。」の右に「なお、猛禽類については、「猛禽類保護の進め方」（平成8年8月環境庁自然保護局野生生物課編）を参考とする。」を加え、同表14の項中「教育委員会」を「教育委員会等」に改め、同表15の項中「レクリエーション地・施設」、「レクリエーション」及び「レクリエーション地等」を「人と自然との触れ合い活動の場」に改める。

別表第3 2の項予測項目の欄を次のように改める。

- |  |
|--|
| (1) 水象                                       |
| 流況変化（地下水脈を含む。）、海水交換性                         |
| (2) 水質（地下水質を含む。）                             |
| ア 水質汚濁に係る環境基準が設定されている物質                      |
| イ その他の項目                                     |
| 水温   |
| (3) 底質                                       |
| ア 有害物質                                       |
| 水質汚濁に係る環境基準が設定されている物質（人の健康の保護に関する項目、ダイオキシン類） |
| イ 有機汚濁物質                                     |
| COD、硫化物及び強熱減量                                |

別表第3 2の項中「により予測する。」を削り、同表3の項中「（溶出量及び含有量）」を削り、同表8の項中「(1) 一般廃棄物 市町が定める収集区分（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等）ごとに発生量・排出量及び処理体系に及ぼす影響 (2)産業廃棄物（残土を含む。）」を削り、「種類別」を「廃棄物等の種類別」に、「供用後」を「供用」に改め、同表15の項中「レクリエーション地・施設」を「人と自然との触れ合い活動の場」に改め、同表16の項中「含むこと。」の右に「また、風力発電所については、「景観の形成等に関する条例」に基づく景観影響評価指針によること。」を加え、同表17の項中「CO<sub>2</sub>の」を「温室効果ガス」に、「対象事業等で使用される燃料ごとのCO<sub>2</sub>排出原単位又は燃料中の炭素含有量による方法、又はこれに準ずる方法」を「「地球温暖化対策の推進に関する法律」等に定める方法」に改める。

別表第4 1の項中「「大気汚染防止法」の右に「、「ダイオキシン類対策特別措置法」」を加え、同表2の項中「「水質汚濁防止法」の右に「、「ダイオキシン類対策特別措置法」」を加え、同表8の項中「廃棄物の」を「廃棄物等の」に、「廃棄物排出量」を「廃棄物等排出量」に、「廃棄物が」を「廃棄物等が」に改め、同表15の項中「レクリエーション地・施設」を「人と自然との触れ合い活動の場」に改め、同表16の項中「適合すること。」の右に「また、風力発電所については、景観影響評価指針に定めるところによること。」を加え、同表17の項中「CO<sub>2</sub>」を「温室効果ガス」に改める。

#### 兵庫県告示第35号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月16日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
キンキサイン株式会社  
姫路市香寺町犬飼527番地の1  
代表取締役 山口義弘
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
キンキサイン株式会社 本社第2工場  
神崎郡神河町福本字原谷川21-14

(3) 特定施設に関する事項

種 類	10号ロ 洗浄施設 (No.1)			10号ロ 洗浄施設 (No.2)			10号ロ 洗浄施設 (No.3)			
	通 常	最 大	な し	通 常	最 大	な し	通 常	最 大	な し	
能 力	600ボトル/分			15,000L/時			<容量> 塩 酸 3,000L 苛性ソーダ 3,000L 温 水 3,000L			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後			同 左			同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後3箇月			同 左			同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後			同 左			同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続			同 左			同 左			
使用時間の季節的変動の概要	なし			なし			同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常
	水素イオン濃度 (水素指数)	6~8	6~8	4~10.5	4~10.5	4~10.5	4~10.5	4~10.5	4~10.5	4~10.5
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	20	20	400	400	400	400	400	400	400
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	20	20	410	410	410	410	410	410	410
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	20	20	60	60	60	60	60	60	60
	窒素含有量 (単位 mg/L)	1未満	1未満	38	38	38	38	38	38	38
	りん含有量 (単位 mg/L)	0.1未満	0.1未満	3	3	3	3	3	3	3
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	200	200	79	79	79	79	79	79	79	

10号ニ ろ過施設 (No.1、2)	10号ニ ろ過施設 (No.3、4)	10号ニ ろ過施設 (No.5、6)	10号ニ ろ過施設 (No.7、8)
15,000L/時	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
通 常	通 常	通 常	通 常
最 大	最 大	最 大	最 大
4~8	4~8	4~8	4~8
650	700	240	700
900	800	272	800
500	500	160	500
60	60	11	60
12	12	2	12
30	3	50	1

10号ニ ろ過施設 (No.9、10)		10号ニ ろ過施設 (No.11)		10号ニ ろ過施設 (No.12)		10号ニ ろ過施設 (No.13、14)	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	18,000L/時	
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
4~8	4~8	4~8	4~8	4~8	4~8	4~8	4~8
290	290	290	290	400	400	290	290
300	300	300	300	410	410	300	300
350	350	350	350	60	60	350	350
35	35	35	35	38	38	35	35
3	3	3	3	3	3	3	3
30	30	3	3	1	1	1	1

10号ニ ろ過施設 (No.15)		
同左		
同左		
同左		
同左		
同左		
同左		
通 常	最 大	
4～8	4～8	
290	290	
300	300	
350	350	
35	35	
3	3	
8	8	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種別	総合排水処理施設 (1)												
	変更前の区分	変更前の型式	変更前の構造	変更前の主要寸法 (単位メートル)	変更前の能力	変更後の区分							
変更に係る事項		複合処理システム (カネカエンジニアリングF-A-M方式)	鉄筋コンクリート	13×26×5	173m <sup>3</sup> /日	同左							
汚水等の処理方式		凝集沈殿法+膜活性汚泥法				同左							
工事着手予定年月日						許可後							
工事完成予定年月日						着手後3箇月							
使用開始予定年月日						完成後							
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続				同左							
使用時間の季節的変動の概要		なし				同左							
使用時における当該汚水等の処理施設による処理後及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	処理前		処理後		処理前		処理後					
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	5~10	5~10.5	459	459	6~8	5.8~8.6	5~10	5~10.5	396	396	6~8	5.8~8.6
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	581	581	531	531	30	30	454	454	30	30	30	30
	浮遊物質 (単位 mg/L)	302	302	302	302	20	20	245	245	20	20	20	20
	窒素含有量 (単位 mg/L)	45	45	45	45	9	9	41	41	9	9	13	13
	りん含有量 (単位 mg/L)	5.7	5.7	5.7	5.7	1.4	1.4	4.8	4.8	1.4	1.4	1.9	1.9
	使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常の値及び最大の値 (単位 m <sup>3</sup> /日)	173	173	173	173	173	173	451	451	451	451	451	451

総合排水処理施設 (2)		変更前		変更後	
活性炭吸着塔 (カネカエンジニアリングSKO-16型)		同左	同左	同左	同左
SS400		同左	同左	同左	同左
φ1.6×4.6		同左	同左	同左	同左
533m <sup>3</sup> /日		同左	同左	同左	同左
活性炭吸着法		許可後	許可後	許可後	許可後
-		着手後3箇月	着手後3箇月	着手後3箇月	着手後3箇月
-		完成後	完成後	完成後	完成後
同左		同左	同左	同左	同左
同左		同左	同左	同左	同左
		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
通常	6~8	6~8	6~8	6~8	5.8~8.6
30	30	18	21	17	18
30	30	18	21	17	18
20	20	20	20	20	20
9	9	9	9	9	9
1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
270	533	270	533	533	533



(5) 排出水の汚染状態及び量

変更前後の区分		変更前		変更後	
排水口名		No.1	No.2～4	No.1	No.2～4
排水量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	通常	1,375		2,055	
	最大	1,375	雨	2,055	雨
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	6～8		6～8	
	最大	6～8	水	6～8	水
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	10		7	
	最大	10	専	10	専
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	7.4		7	
	最大	7.4	用	7.4	用
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	20		20	
	最大	20	排	20	排
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	3.5		2.85	
	最大	3.5	水	3.5	水
りん含有量 (単位 mg/L)	通常	0.55		0.41	
	最大	0.55	口	0.55	口

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年 1月16日から同年 2月 6日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び神崎郡神河町環境防災課

兵庫県告示第 36 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第 8 条第 1 項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、適当と決定したので、同条第 6 項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

平成19年 1月16日

兵庫県知事 井戸 敏 三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
青木土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	青木地区	平成19年 1月16日から 同 年 2月 5日まで	宍粟市役所

兵庫県告示第 37 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の住所変更の届出があった。

平成19年 1月16日

兵庫県知事 井戸 敏 三

## 津名土地改良区

役員の区分	氏 名	旧 住 所	新 住 所
監 事	出 畑 和 夫	淡路市中田791番地の1	淡路市木曾下313番地

## 兵庫県告示第 38 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

平成19年1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 高雄有年土地改良区

氏 名	住 所
桑 原 良 弘	赤穂市西有年2264番地
河 東 巧	同 市真殿53番地の42
大 上 一 郎	同 市真殿432番地
木 本 長 司	同 市目坂190番地
松 本 敏 春	同 市高雄1795番地
寺 田 忠	同 市高雄1821番地
樋 口 一 郎	同 市中山60番地
松 井 恕 乎	同 市中山1番地の3
三 中 正 和	同 市真殿640番地
室 井 比登志	同 市真殿62番地
三 村 正 彦	同 市西有年1590番地の3
河 本 佳 史	同 市西有年1875番地
安 本 博 美	同 市西有年676番地の1
田 淵 清 昭	同 市西有年1145番地の1
原 田 克 己	同 市西有年1244番地の1
本 田 勝 一	同 市西有年1194番地
上 山 武 男	同 市西有年2920番地

## 兵庫県告示第 39 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）大沢地区第6工区の換地計画を定めたので次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めによりこの計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成19年1月16日から同年2月5日まで
- 3 縦覧の場所  
神戸市北区役所

**兵庫県告示第40号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）笹野地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めにより、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年1月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成19年1月16日から同年2月5日まで
- 3 縦覧の場所  
たつの市役所

**兵庫県告示第41号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定に基づく臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成19年1月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 検査の対象となる家畜  
平成18年度定期種畜検査後において、新たに種付け及び家畜人工授精用精液の採取の用に供する家畜の雄
- 2 検査月日及び場所

検査日時	検査場所
平成19年2月8日午後1時30分から	朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター

**兵庫県告示第42号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により加古川地域森林計画を樹立し、並びに同条第4項の規定により揖保川地域森林計画及び円山川地域森林計画の一部を変更したので、次のとおり公表する。

なお、この計画の樹立及び変更は、平成19年4月1日からその効力を生ずるものとする。

平成19年1月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 樹立及び変更する地域森林計画並びにそれらの公表場所等

計画の名称及び計画期間	公表場所
加古川地域森林計画	兵庫県農林水産部農林水産局林務課 神戸県民局神戸農林水産振興事務所 阪神南県民局地域振興部農林課 阪神北県民局宝塚農林振興事務所

平成19年 4月1日から平成29年 3月31日まで	東播磨県民局加古川農林水産振興事務所 北播磨県民局社農林振興事務所 丹波県民局柏原農林振興事務所 淡路県民局洲本農林水産振興事務所
揖保川地域森林計画 平成16年 4月1日から平成26年 3月31日まで	兵庫県農林水産部農林水産局林務課 中播磨県民局姫路農林水産振興事務所 西播磨県民局上郡農林水産振興事務所及び龍野農林振興事務所
円山川地域森林計画 平成17年 4月1日から平成27年 3月31日まで	兵庫県農林水産部農林水産局林務課 但馬県民局豊岡農林振興事務所及び和田山農林振興事務所

- 2 樹立及び変更年月日  
平成18年12月28日

兵庫県告示第 43 号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第 3 項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成19年 1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加 入 区	漁船損害等補償法第113条第 1 項に規定する届出をする漁業協同組合の名称
姫路市飾磨区阿成下垣内1277 中野 昭道 姫路市広畑区末広町 3 丁目 7 - 10 伊賀 正和	姫路市中部	姫路市中部漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成19年 1月16日から同月30日まで  
(2) 縦覧場所 姫路市中部加入区 姫路市飾磨区妻鹿791- 2 姫路市中部漁業協同組合

兵庫県告示第 44 号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第 3 項の規定による処分をしたので、同法第29条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年 1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日  
平成18年12月19日
- 2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
商 号 株式会社藤原工務店  
主たる営業所の所在地 養父市上箇428番地の 2  
代 表 者 の 氏 名 丸 山 利 典  
許 可 番 号 兵庫県知事許可（般-18）第601104号
- 3 処分の内容

## 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令

## (1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

## (2) 期間

平成18年12月25日から同月27日までの3日間

## 4 処分の原因となった事実

株式会社藤原工務店及び同社の取締役は、その業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反により、平成18年1月5日に豊岡簡易裁判所からそれぞれ罰金40万円の略式命令を受け、平成18年1月24日に刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

## 兵庫県告示第45号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成19年1月16日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1(1) 作業種類

公共測量（道路台帳及び都市計画図作成）

## (2) 作業期間

平成18年12月22日から平成19年2月28日まで

## (3) 作業地域

尼崎市全域

## 2(1) 作業種類

公共測量（土地区画整理事業）

## (2) 作業期間

平成19年1月20日から同年3月31日まで

## (3) 作業地域

尼崎市内

## 兵庫県告示第46号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三田市天神土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成19年1月16日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 作業種類

公共測量（2級・3級・4級基準点測量）

## 2 作業期間

平成19年1月4日から同年3月31日まで

## 3 作業地域

三田市天神地区

## 兵庫県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年1月16日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年1月16日から2週間、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月16日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 4 2 6 号	豊岡市但東町出合字嶋225番から 同市但東町小谷字上川原251番まで	旧	6.0から 29.0まで	1,446.0	
		新	14.0から 41.0まで	1,437.0	

## 兵庫県告示第48号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり尼崎西宮芦屋港内公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成19年1月16日

尼崎西宮芦屋港港湾管理者

兵庫県

代表者 兵庫県知事 井戸敏三

- しゅん功認可年月日  
平成18年12月28日
- 認可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県  
兵庫県知事 井戸敏三
- 埋立区域の位置及び面積  
尼崎市東海岸町11番及び19番の1に接する県有護岸敷地先公有水面  
2-1-2工区 31,184.54平方メートル
- 免許年月日及び番号  
昭和62年10月16日  
兵庫県指令港第18号の14
- 公有水面埋立法第22条第3項の規定による市町名  
尼崎市

## 兵庫県告示第49号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成19年1月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画道路  
3.4.146号中津水足線  
3.4.148号米田平荘線
- 都市計画を変更する土地の区域  
[3.4.146号中津水足線]  
加古川市加古川町中津字高田、字奥郷及び字出合  
[3.4.148号米田平荘線]

加古川市東神吉町出河原字堤ノ下及び字切戸

兵庫県告示第50号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成19年1月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画区域区分
- (2) 都市計画を変更しようとする土地の区域  
尼崎市東海岸町地先
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成19年1月16日から同月30日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び尼崎市都市整備局計画部都市計画課
- 2 (1) 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画用途地域
- (2) 都市計画を変更しようとする土地の区域  
三田市、芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市及び川西市
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成19年1月16日から同月30日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、三田市都市整備部都市計画課、芦屋市建設部都市計画課、西宮市都市局都市計画部都市政策グループ、尼崎市都市整備局計画部都市計画課、伊丹市都市創造部都市整備室都市計画課、宝塚市都市産業活力部都市創造室都市計画デザイン課及び川西市まちづくり部まちづくり政策室都市計画課
- 3 (1) 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画道路  
1.4.1号東播磨南北道路
- (2) 都市計画を変更しようとする土地の区域  
加古川市神野町神野字辻ノ西、字北山及び字中尾山並びに福留字上山及び字茨谷並びに八幡町上西条字東澤、字天王山及び字六反田
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成19年1月16日から同月30日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び加古川市都市計画部都市政策局都市計画課
- 4 (1) 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画道路  
3.4.25号伊保曾根停車場線  
3.5.266号中浜阿弥陀線
- (2) 都市計画を変更しようとする土地の区域  
[3.4.25号伊保曾根停車場線]  
高砂市曾根町字橋向、字南山、字立岩、字立場、字宮ノ前、字中浜及び字渡場並びに梅井5丁目  
[3.5.266号中浜阿弥陀線]

- 高砂市梅井3丁目、伊保町梅井字元浜及び曾根町字中浜
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成19年1月16日から同月30日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び高砂市まちづくり部都市計画課
- 5(1) 都市計画の種類及び名称  
浜坂都市計画道路  
3.5.190号浜坂駅港湾線
- (2) 都市計画を変更しようとする土地の区域  
美方郡新温泉町浜坂字東岡、字奥中町及び字西岡並びに芦屋字西岡、字高見、字西ソノ及び字園
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成19年1月16日から同月30日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び美方郡新温泉町建設課

### 兵庫県告示第51号

行政手続法（平成5年法律第8号）第13条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨阪神北県民局長から報告があった。

平成19年1月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 日時 平成19年1月25日（木）午後2時30分から午後3時30分まで
- 2 場所 宝塚市旭町2丁目4番15号  
兵庫県宝塚総合庁舎 地下1階 第5会議室
- 3 被聴聞者  
商号又は名称 株式会社ライフアメニティープランニング  
代表者氏名 代表取締役 春日慶一  
事務所所在地 宝塚市美幸町8番3号  
免許番号 兵庫県知事(0)第5840号  
免許年月日 平成14年4月3日

### 兵庫県告示第52号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2第1項の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

については、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局景観形成室に提出すること。

平成19年1月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 株式会社タウンライト  
代表者の氏名 木下春雄  
住所 大阪市西区北堀江2丁目5番12号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 御影キコーナタウン  
所在地 神戸市東灘区御影塚町3丁目38番
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局景観形成室及び神戸県民局県土整備部まちづくり課



縦覧期間 平成19年 1月16日から同月29日まで

4 住民意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成19年 1月16日から同月29日まで

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局景観形成室

兵庫県告示第 53 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
なお、その関係図書は、平成19年 1月16日から中播磨県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年 1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H18中播位置 0002号	18. 12. 25	神崎郡福崎町西田原字橋詰1334番 5	5.00	33.22

兵庫県告示第 54 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
なお、その関係図書は、平成19年 1月16日から但馬県民局県土整備部建築第 1 課において縦覧に供する。

平成19年 1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H15但豊位置 0007号	18. 12. 27	豊岡市江本字田中396番 2 の一部	5.00	35.00

兵庫県告示第 55 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
なお、その関係図書は、平成19年 1月16日から但馬県民局県土整備部建築第 2 課において縦覧に供する。

平成19年 1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H18但浜位置 0001号	18. 12. 26	美方郡新温泉町浜坂字西ヶ山183番 1 の一部	5.00	16.89

公 告

## 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局神戸生活創造センター、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年1月16日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1(1) 申請のあった年月日 平成18年12月25日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人はっち

イ 代表者の氏名 松田 修之

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区西大池2丁目15番8号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、社会参画促進や生活支援に関する事業を行い、障害者本人が幸せを感じ、自身の将来に夢を持つことが出来る社会の実現に寄与することを目的とする。

## 2(1) 申請のあった年月日 平成18年12月26日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人みなと神戸・ミュージズの丘

イ 代表者の氏名 菱井 満璃子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区住吉台2番12-508号

エ 定款に記載された目的

神戸市民及び神戸を訪れる観光客を対象として、みなと神戸の地域資源を活かした憩いや交流のための公園の整備運営、調査研究、情報提供等に関する事業を行い、神戸が人々の豊かに交流する街として発展することに寄与することを目的とする。

## 3(1) 申請のあった年月日 平成18年12月26日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アジアパシフィック交流協会

イ 代表者の氏名 時吉 宏司

ウ 主たる事務所の所在地 明石市相生町2丁目2番17号

エ 定款に記載された目的

この法人は、日本企業と海外企業の技術・文化等の交流推進に関する事業を行い、グローバルネットワークの形成による日本・海外の人々の相互理解及び技術向上を通じて、豊かな国際社会の構築に貢献することを目的とする。

## 4(1) 申請のあった年月日 平成18年12月26日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人つどい場さくらちゃん

イ 代表者の氏名 丸尾 多重子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市戸田町3丁目22番フルーレゾン西宮303号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・介護者等に対して、地域に根ざし、まごころのこもった高齢者・介護者等への見守り等生活支援事業、介護に関する相談・普及啓発・情報提供事業及び地域住民との交流事業などを行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりに貢献し、あわせて社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日 平成18年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人メンタルパートナーズ

イ 代表者の氏名 佐藤 佑一郎

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市中洲1丁目7番20号 ハイツ村上  
阪神北NPOハウス203号室

エ 定款に記載された目的

この法人は、複雑・多様化する社会において増え続ける精神的不安を抱える人や心が弱くなってしまっている人をはじめ広く地域住民に対して、カウンセリング・相談助言事業、講習・講演会事業等を実施することにより、本来の自分らしさを取り戻すなど精神衛生上の健康増進と心豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

6(1) 申請のあった年月日 平成18年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ひかみボルゴベネッセレ

イ 代表者の氏名 横谷 二三男

ウ 主たる事務所の所在地 丹波市氷上町南油良809番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、すべての人が地域で安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与し、広く公益に貢献することを目的とする。

7(1) 申請のあった年月日 平成18年12月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ゆうあいサロン

イ 代表者の氏名 齋藤 二三子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区東舞子町14番8号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の住民及び高齢者に対して地域交流・高齢者の生きがい作りに関する事業を行い、地域のコミュニケーションを豊かにして、活力ある地域社会作りに寄与することを目的とする。

8(1) 申請のあった年月日 平成18年12月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人誕生日ありがとう運動本部

イ 代表者の氏名 藤本 隆

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区中町通4丁目2番11号

エ 定款に記載された目的

この法人は、だれにでも巡ってくる「誕生日」に着目し、知力ハンディキャップ問題に関する普及啓発事業及び障がい者の地域での自立や生きがいづくりに対する支援事業を行い、障がい者をはじめとするすべての人が「いのちの尊さ」や「生かされるありがたさ」を共に考え、行動していく共に生きる社会をつくることに寄与することを目的とする。

9(1) 申請のあった年月日 平成18年12月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人国境なきリーダーズ

イ 代表者の氏名 日野 健太郎

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市伊勢町8番13-304号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の子ども、青少年及び親子に対して、野外活動等を通じた体験・交流機会の提供及びその指導者の育成に関する事業を行い、子ども達に「生きる力」を身につけさせるなどの、子どもの健全育成及び子ども・親子を中心とする地域の人々の豊かな人間関係づくりに寄与することを目的とする。

10(1) 申請のあった年月日 平成18年12月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ほっと丹波

イ 代表者の氏名 三上 敏夫

ウ 主たる事務所の所在地 丹波市市島町梶原987番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、丹波地方を中心とした地域の住民及び同地域において定住、半定住又は一時的滞在したいと考えている都市住民に対し、多自然居住の推進に関する事業を行い、新旧住民が協働してまちづくりに参画する機運を高め、丹波地域の自然及び歴史的風土と調和した活力のある生活文化の創造と持続的発展の実現に寄与することを目的とする。